

第25期 第18回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月13日（水）13時30分から15時50分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（17名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	濱田	博之	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
18番	安井	善次	委員

4. 欠席委員（1名）

17番 上坂 雅彦 委員

5. 説明員（2名）

農林水産課

6. 傍聴人（0名）

7. 議事日程

議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農用地利用集積計画について

議案第77号 農地法第51条第1項に該当する事案について

報告第89号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第90号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第91号 農地法施行規則第29条第1項第1号の届出について

- 報告第92号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第93号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第94号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づく意見書の提出について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第18回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の齊唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号18番 安井 善次委員に先唱いただきますので、以後一齊に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章齊唱 >

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は北部選出の副会長であります万木 巳壽委員にお願いいたします。

この後の進行について、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は上坂雅彦委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうちただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しております、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 では、座させていただいて始めさせていただきます。
それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願ひいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。

議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

18番 安井 善次 委員

2番 音島 義孝 委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

まず初めに、前回継続審議となっていました議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 ありがとうございます。

何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 ありがとうございます。挙手全員により、議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の主旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 1 の千町二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 No. 1 の千町二丁目川向、現況が不耕作地ということでございますが、11月1日に推進委員とともに、譲受人と現地にて調査をいたしました結果について、ご報告申し上げます

この案件は、譲渡人と譲受人が兄妹関係で、相続により取得されました田んぼを長年、耕作しないままであったものを妹から兄に売買により譲り受けるというもので、兄はこの田の北側にあります長年、空き家でございました生家を平家から2階建て建物にリフォーム、改築し、市内のマンションとこの別宅を改築したところを行き来しながら、農業を85歳という高齢ではありますが極めて元気な状態でトラクターなど農機具を駆使しながら野菜栽培を行おうというもので、現在、市外に住んでおります40歳と38歳の息子など使わせながら、また息子たちにはリフォームしたこの生家の別宅のほうに住まわせるということでございます。野菜栽培をしたいということで、隣接するその生家のリフォームを業者と打合せ中で、完成後は息子たちとともに、この田んぼを使って野菜栽培をしていきたいということでございますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 2 の大石東一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 No. 2 の大石東一丁目の件ですが、今回、この案件の譲受人は、土地を持っておられる方の子どもさんと結婚されておりまして、義理の親子ということで、結婚後も今回の対象地の横に家を建てて住んでおられます。

また、農業経験に関してももう何年も前からこの対象地でイチゴとかその他のものを栽培、管理されておられますので、何ら問題ないと思われますのでご審議のほど、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No. 3 の羽栗二丁目及びNo. 4 の羽栗三丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 まず、3番の羽栗二丁目の土地は、先ほど事務局から説明がありましたように、譲渡人は現在進行中の〇〇の代表者でございまして、相続放棄された農地を放置していると改良事業に支障が生じるため、代表者自ら購入ということになったものです。特にここは問題ないかと思います。今、耕作放棄されましてセイタカアワダチソウがいっぱい生い茂っていますが、改良事業に合わせて整理をすることになっております。

4番につきましては、譲渡人が今の〇〇の代表者ですが、この自宅の周辺の白地の農地をたくさん持っておられるのですが、今回売買される農地につきましては、譲受人の自宅の隣にある農地でして、既にこの譲受人自

体もかなり手広く農業を営んでおられる方で、ぜひ隣が欲しいということで今回売買になったものでございます。

すみません。申し遅ましたが、10月26日に私と推進委員と、それから譲受人両名立会いの下で現場確認させてもらいました。

いずれにしても、申請を認めて特に問題はないかと思います。ご審議、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、No. 5の大将軍三丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 本件につきましては、10月27日に私と最適化推進委員、譲受人とその息子さんとで立会を行いました。本件土地は市街化区域にある農地で、面積は〇〇m²と小さな土地で、譲渡人も、この写真のとおり、畑として耕作等をしておられた次第です。この譲受人ですが、説明にもありましたように、本件土地の隣で〇〇m²の土地をお持ちです。これも畑なのですが、立会いの時もサツマイモの収穫をしておられました。

今回、道路を挟んだ北側、赤い矢印の根元にあるのですが、これ、後の報告事項で出てくるのですが、農地の整理をされる関係で今回の土地を譲渡人と譲受人とで売買、等価等同積、足らない分は金の出し合いというのはあったと思いますが、そうされた次第でございます。譲渡人は88歳とちょっと高齢ですが、農業振興地域内にお持ちの1反近い田んぼの周囲の溝堀りをされたり、私らのほうでは下水上げと言うのですが、そういうことをされたり、かなり元気な方で、息子さんもお勤めしながら、この農振地域内の田んぼの稲作では主力として頑張っておられます。このことからこの土地の土地利用について問題がないと判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ご意見・ご質問もないようですので、お諮りします。

No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第74号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第74号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第74号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第74号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 説明が終わりました。去る10月24日に実施していただきました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委 員 今おっしゃいましたように、10月24日に事務局と地元の農業委員、推進委員と同行の下、現地を確認してまいりました。それについて、私なりの意見を述べさせていただきます。

まず、1件目でございますが、○○が従業員の露天駐車場に使用するという案件でございます。これは、この写真から見てもらいましたら、既に遊休農地になってございます。当該の農地以外に回りを見渡しても、ほとんどがその回り一面、遊休農地になってございます。大変便利な市道からすぐに入れるような立地のいい駐車場に活用できるということで目をつけられたと思います。

あと、隣地の耕作者に迷惑がかからないかという判断でございますが、隣地のほとんどが遊休農地でございますので、特に問題ないと考えます。

それから、続きまして2件目でございますが、上田上の桐生三丁目の池ノ谷の太陽光発電でございます。これも遊休農地でございます。既にこの

隣に、太陽光発電の設備がございます。その隣に今回増設するような形で私は考えていたのですが、違うらしいです。今度のこの業者というのは、九州方面に太陽光発電の電力が供給過剰になっておるらしいです。余っている電力だから、今度、本州のほうに向いて太陽光発電を増やそうということで、上田上のこの地に太陽光発電の設備を設けると聞いております。

また、余談ですが、岐阜方面でも太陽光発電を設けるような形で、今、動いているらしいです。

九州は既に太陽光発電が供給過剰、供給抑止になっていることが今度、本土に向いて展開しようというふうな業者でございます。

それで、この設備につきましては、50kW未満ということは、我々の住宅用の屋根の上についているような設備と全く同様の設備であって、特に変圧設備等重装備を必要としないことから、回りの電力整備、電柱とかその辺に大がかりな工事も必要でないというふうに聞いています。

それから、整地した後、草刈りはどうするのかと言ったら、地域の農業組合との契約を取り付けて、定期的に保全管理をするという話でございますので、特段問題ないと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、最後でございますが、前々からちょっと懸案にもなっていた件でございます。私も見ましたが、青地解除をして、確かに窪地の圃場整備された農地です。だから、どっちかというと、圃場整備された農地にしても、今後、山側と、実際は使われている〇〇の工場との間に挟まれたような農地でございまして、このまま使うにしても〇〇の今の矢板が崩れて土砂崩れ、工場の土砂が田んぼの中に入ってくるような感じですが、既に土地改良とか地元の方が了解の下、青地解除の下にこの造成ということになりますが、実際、平米数にしたら1万m²超えていて3,000坪です。3,000坪の農地というのは、我が市街化区域の農地ではほとんど見当たりません。このような農地をこれから埋め立てるのですが、これから地元委員の見解も述べられると思いますが、建設残土、要するにどんな土を持ってくるか、ここがちょっと気がかりなところで、これから4,000m³入るごとにウォッチングして検査をすると言うけれども、これは地元委員を含めて、あと土砂条例を出して産業廃棄物対策課にこの所管が行くと思いますが、このウォッチングだけはきちんとやってもらうように、一日立会人として意見を述べさせていただいておきます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1 の真野四丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いいたします。

委 員 今回のこのNo. 1 の案件ですが、これ事務局と一日立会委員が発表してくださって私、何も言うことないのですが、ほとんど隣接しているところは遊休農地です。ただ、1か所西側に田んぼを作っているところはあります

が、ここは70cmぐらいの幅の水路が入っていますので、ここは駐車場にして被害が及ぶということは別段ないと思います。あとは皆、遊休農地、説明していただいたとおりでございますので、何ら問題ないと思いますので、どうぞご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No. 2 及びNo. 3 の桐生三丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いいたします。

委 員 まず、2番目です。この件につきましては、先月の24日の一日立会委員と私と地元の農業推進委員、それと事務局、それから相手方は○○の○○氏、現地で立会いをさせていただきました。

事務局も一日立会委員もおっしゃられましたとおり、隣が結構大きな太陽光発電を既にしておりまして、ここはもう荒廃農地になっていまして、この会社はそういう太陽光に適切な土地を見て回っているというようなことも聞きました。ここはそれに合致した、また地権者との話の中で太陽光をしたいという中、話がまとまつたらしいです。

周辺の農地に関しましては、隣が太陽光ですでにあることも含めまして特に問題はない。東側は道路ですし、北側も道路、西側については、この太陽光ということですので、特にその辺の周辺の農地に関しては、裏側の昔の桐生の農村下水の処理場でして、そういうところに囲まれた土地になりますので、特に問題はないと考えております。

ただ、これ980m²という土地。私はこの敷地は1,238m²なので、あくまでも1,238m²が太陽光の事業区域だということで認識していたのですが、これは申請者が勝手にこの区域を区切れば、この980m²という区域になると。これは農業委員という立場から申し上げることではないのですが、どうもその条例もしくは法を逃れてわざわざ1,000m²以下にしているというのです。今までいろんな案件が出てくるたびに思うのですけれども、そういうことが散見されるというのか、3,000m²未満にするとか、1,000m²未満にするとか、この辺はしっかりともう一度考え方を直していただく必要があるかなと。これは意見でありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この太陽光については、周辺農地に与える影響は特にないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

次、問題の3番目です。これを私、見る限り、5月か6月でしたか、その時に申し上げましたとおり、いろんな疑念、疑問があります。

先ほど事務局からもともとの稟議書であるとか経過の話もございましたが、理由書につきましては意見を出す気はないのですが、まずこれに至った経緯というのが、農用地区域の除外、その時にもっと議論すべき案件だったとは思いますが、農地法というのは、この意見書にもありますとおり、優良農地の確保と効率利用を進めますというような文言があるわけですね。さらに、農地法においては目的の一番初めに、やっぱり農地の規制

というものを重く書いているわけですから、農地を規制しないといけないということは、できるだけ最小限にしなくてはいけない。これを念頭に置いて、農用地区域の除外であるとか農地転用をやっていかないといけないと思っているのですが、後で申しますが、上限がないような形でこの案件をまとめることに、大変私も疑問を抱いているということで、そもそもこの農用地区域を除外する時に、当該地に代替地がないから、手狭になったところをケアするということが本来の目的だったと思うんですね。

これに至った理由を見てみると、擁壁が倒れた。それからずっと行って、結果的にそこを埋めるという話になっているわけですね。これ、諺で言ったら、風が吹いたら桶屋がもうかるというような何の因果関係もないような流れで、この稟議書が書かれているわけです。さらに、事あるごとに災害時の拠点基地になるようなもの、それはこの業者が考えることではなく、行政が考えてやるべき事柄であって、これを前面に押し出して農地転用させてくれというのは、筋として成り立っていないと私は思います。

こういうことを前提に意見を述べさせてもらったことを言います。

まず、何で○○になったかということを説明いただきましたが、この農用地区域の除外とこの農地転用というのは密接に関わる。それから、確かに流れは○○でずっと申請者は来ているわけですが、本来、この理由書、○○が原因者であって、○○が手狭になって代替地の確保ができませんから農用地区域を除外させてくださいということが原因となれば、やっぱり○○、もしくは○○、地べたを持っているどちらかが最低限出すべきであると私は思います。

そこで、何でそれを○○の不動産屋が入ってくるのだろうかと。先ほど言いましたように、この24日に立ち会ったのは○○の代理人、それから土地家屋調査士が相手方で来られました。しかし、この当事者である○○、もしくは○○、○○、これ誰も来ていない。農業委員は軽く見られたなというふうに私は現地で思いました。これだけの大きなものをするならば、きっと申請者である○○が来てそれなりに説明すべきであろうと思います。もしくは、○○が私の代わりに○○がこういうふうに申請をしてやるんですよということの必要性は私があったのではないかと思っています。

そこで、○○でないという理由がこれでは私は理解できない。○○と親族関係というのか、役員が同じような位置づけにあるかもわかりませんが、原因は○○が狭くなつたからやりたいですよということからすれば、やはり○○が申請者になるべきではないかなと。

それを相手方にぶつけましたところ、この関係を言うのと将来、譲渡するんだということの説明を受けました。

そこで1つ、事務局に私が聞いておきたいのは、1点目、5条許可において貸付を前提、あるいは譲渡を前提に許可を下ろすことが妥当なのかを聞かせていただきたい。後で結構です。例を出して悪いのですが、この前、○○で貸露天資材置場というのがあったと思うんです。私はその時には意見は言いませんでしたが、貸すこと、5条というのは本来、自分がし

たいから、その目的を達成したいからと 5 条の申請を出して、例えば農家住宅であるとか農業倉庫であるとか資材置場であるとかそういうのを出すべき事柄であって、貸付を前提とか将来、譲渡します、その約束事というのか、それがどうも納得できない。それが 1 点目です。

2 点目、造成面積が極めて大きいですね。1 万 3,000 m²ほど水路を含めてあるわけです。今回、県の基準だと思うのですが、河川に対する雨水排水基準というのがあって、洪水調整池を設けるということになって、結果的に使用できる面積が減ったといえど、造成面積が 1 万 4,000 m²あるわけですね。逆錐台形になっています。先ほど一日立会委員からもお話をあったように、受けている谷筋ですので、上になるほど面積が広くなり、1 万 4,000 m²以上。1 万 4,000 何ぼ、ちょっと忘れましたが、あります。現地で、そしたら○○さんの今の敷地はどれだけありますかと聞いたら、4,000 坪前後だと思うんですが、ですから面積にしたら 1 万 2,000 強ある。

そこで話をしたのは、1 万 2,000 m²しかないのに 1 万 4,000 m²の土地を必要とする、そんな事業って普通考えられないと思うんです。そこで、事務局にちょっと聞きたいのは、青天井というのか、上限がないということについてです。例えば、今、1 万 4,000 m²と言っていますが、あの周りのところ全部、さらにもう 2 ha、1 ha 増やしてできるか。どこまで行っても全部露天資材置場になってしまふ。

私、最初に言いましたように、やっぱり農用地区域、圃場整備した農業区域、これについては最小限に留めるべきやと思っているんです。それは今現在、土地所有者の実情は確かにあると思うんです。担い手がいないとか後継者がいないとか。それと、この農用地除外して農地転用するということがどうも結びつかないんです。ここに関してはね。

このことを相手方に話したら、だったら一体どれくらいだったらいのかと、逆に質問も受けたわけですが、それは今の事業の半分以下やろうと。それは感覚的な問題ですが、そういう会話をしました。

そこで、私が事務局に聞いておきたいのは、これからのこともあるので、上限とは決めずに青天井でどういう審査をしたら、絵って何ぼでも描けますね。クレーンがここにある、ここにある。何ぼでもできますよね。私はその辺のところがまず分からぬ。そもそもこの擁壁なんてものは、昔は裾取りして法面だったんですよ。緑化、工場地立地法か何かあって緑化をしないといけない。その隣、○○の横手に○○というのがあるのですが、そこはきれいにちゃんと法面の擁壁をして処理しておられるんですよ。ここだけできないということは、まずない。

それは余談ですが、私、農業委員の枠を超えて話をしているかもわかりませんし、大変申し訳ないです。

2 点目は、そういうことで今後も含めてこの上限というものがないのか、あるのか。先ほど言いましたように、4,000 坪しかないところを 5,000 坪の新たに造成するところを設けるということが本当に農地を潰してやることがいいのかと、私は思っています。

次に、これまでの手続の問題です。あとは、先ほど事務局も一日立会委員もおっしゃった造成上の問題です、造成の安全性です。緩い沢になっていますし、周囲は一級河川があって、川沿いにずっと、川は低いところを流れているので、勾配になっているのですが、それが崩れたら大変やなというのがあり、調整池ができたので大分少なくなったのですが、8万5,000m³の土を同じ山の堆積で盛ると。ですから、運んで来る量はそれの1.1倍から1.5倍ぐらい要るので、大体10万m³の土を運んで来るということで、その土の搬出先がどこであるかというのを聞いて、先ほど一日立会委員がおっしゃったように、○○かどこかの公共残土というふうに言っていましたが、特定はできません。

私は不純物が入った土というのは農地に与える影響が大変大きいので、地下水を通じて農地に出るという可能性もありますし、そこで話が出てきたのは土砂条例という話です。これについては、搬出先で検査をし、搬入については4,000m³に1回やるということでしたので、それを私は信じるしかないと思っていますし、その造成についても極めて綿密に、普通何cmかごとに巻き出すというのか、ブルドーザーなり何なりでやっていくんですが、30cmで巻き出すということでした。それが3点目。

申し訳ないです。もう一つ、手続上で本来、○○だったら問題ないと思われる接道ですが、現地は○○が申請者で、○○でないということを前提に話をさせていただきますが、袋地、囲繞地なんですね。市外の公道なり、大津市ではありませんので、農道しかありませんので。これに対して、この囲まれた土地はどういう位置づけになるのかということを話をしましたところ、そこは○○と賃借契約を結んで工業団地の市道から入っていって、この造成、露天資材置場の位置づけをすると。本来なら○○が申請したら何も一体的に利用する、一体的に隣接をしていて特に問題はないのに、わざわざここまでしてやるべき事柄かなというふうにも思っています。

それから、最後です。水についてちょっと心配をしていました、排水計画というのがこの絵の中に一切なかったので、先ほど言いましたように、入る土によってはその水が用水路、まだ下に10haほど農地がありますので、その養い水に入らないかということを心配しておりました。これについては、全部洪水調整池、これは県の流域政策局と協議をして洪水調整池を設け、そこに全ての水を暗渠排水も含めて入れると。その排水路は、もともと用水とは別に排水路というのが一級河川までつながっている水路がありますで、そこへ合流することで、この水の水質と排水については特に問題ないと判断をさせていただきました。

いずれにしても、規模が大変大きい案件ですので、私は今後、これが1つの事例になることを懸念していますし、事務局に明確な話を聞かせていただければと思っています。しっかりご審議をいただきたいと思います。

以上です。ちょっと長くなりまして申し訳ないです。

議 長 ありがとうございました。
それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 この話でもう一つ気がかりなのは、私は市街化区域の農地しか扱っていないのですが、今、半導体工場やらを熊本で造る、北海道で半導体工場を造るとかといって農地をどんどん埋めて、滋賀県でも聞いていると米原の辺も埋立て工場を誘致するとかという話が出てきますよね。

今度、これ、要するに3,000坪ぐらいの土地やから県の審議会にかかりますよね。その時に、よう新聞に載っているんですが、総量規制という話があるんですね。例えば、今言っているように、上田上のこの農地でこれ、要するに1町やね、3,000坪やから。その農地を言ったら露天資材置場に活用すると言ったら、今度、上田上に遊休農地がどれだけあるのだと。それなら、その3,000坪埋め立てた代わりに、宅地化した代わりに遊休農地を復興させて、それに見合うだけ農業も復興せよという話は出てこないかな。それが総量規制というふうに聞いているんです。農地は活用するが、その代わり遊休農地をそれに見合うだけ活用するのが国が言っている総量規制。県でも農業会議になつたらそういう話は出てくると思いますが、その辺の見解というのはどうなつたのかな。

以上、ここで答えられなくても結構ですが、それをもし県の農業会議に出てきたらそんな話になってくるのと違うかなと思って。これだけの規模、1町ですよ。3,000坪やから。昔で言ったら300坪が1反やから。1町の農地ですよね。見渡す限りの農地というのは、市街化区域ではもう悲しいかな、もうない。それで、まだ上田上では延々と農地が広がっているから、本当に農業振興地域、農業をやるべきところのロケーションやな。

だけど、今おっしゃったように、1,000坪というのはかなり、1haやな。それだけの農地をもし埋め立てて、では、上田上に同じような農地が遊休農地であったらそれを復興せんといけないと違うかと。それは総量規制と呼ばれるものですが、そんな話になつてこないのかなとちょっと懸念するんです。私ら、現実、市街化区域の農地しか扱っていないから、そんな話は現実味はあまりないですが、新聞やら読んでいると、そういうような話が載っているから、ちょっとここで発言させてもらっただけの話ですが。

委 員 今のお話ですが、ここに関しましては、都市計画法上の、ここは行政界にあるわけですが、市街化区域と市街化調整区域という大きな位置づけの線引きがしてあるところですね。その中で各用途、工業区域とか準工業区域、第一種住居とかいろいろ線引きがされてあるわけです。ここにおいては、それを無視して市街化区域、農地だからということで農地法だけで処理すると。確かに条例は土砂の行為については土砂条例がある。ですが、都市計画法に関しての開発、これは調整区域ですからかかりません。ほかのいろんな各法律、その土砂に関していろんな法律がありますが、それに

も抵触しない。さっき宅造規制区域とか宅造規制法とかおっしゃいましたが、ここに関しては全くない。それもさっき言ったように、圃場整備した農用地を埋めてやるということなんですね。いろんなところで必要なもの、工業するとか、それは大津市、もしくは滋賀県が全体としてどう土地利用をやるかということを本来きちっと議論して変更しなくてはいけない話だと思うんです。それをこの〇〇というたかだか4,000坪しかないところが同等以上のところを埋めて一体的に利用すると。これはやっぱり本末転倒というのか、私は若干問題がありそうには思います。

ですから、世の中の進み具合でいろんな変更は生じるとは思いますが、ここをこのようにやるということは、これは皆さんの合議制ですから私は私の意見に惑わされないで考えていただいたら結構ですが、私はなかなか難しい。出発点からしておかしいなと思いますし、これがなぜ隣の工業の中に入って処理をするということにはならないと、理解ができないと。

以上です。

議長 今までのご質問に対して事務局の意見はありますか。

事務局 幾つかご意見、ご指摘がありましたので、順番にお答えできる部分でお答えさせていただきますが、まず1点目として貸付とか譲渡を前提にしたそもそも農地転用の許可申請ができるかという点についてです。本来、地元委員がおっしゃっていますように、転用事業主体による申請が基本になってくるとは思うのですが、今回のように、第三者が介在することについては十分にその状況や必要性を判断しなければいけないと思っております。それが今回の資料で言いますと、49ページのところでそこを整理していただいている部分を申請者にまとめてはいただいているのですが、〇〇に関しましては、この案件に限らず、ほかの地域でも全国的に土地の買収や造成につきましては業務提携をしている〇〇が行って、それを〇〇が引き継いでいるというふうな方法をずっと取ってきておられるということもありますので、今回の申請についてはそういった状況もあり、〇〇で問題ないと判断をさせていただきました。

この辺り、県の農政課にもこういった手続ができるのかどうかというところで確認をしたのですが、〇〇のような他者が造成した後に売却するような計画であっても、農地転用の許可は可能であるとの回答でしたので、そのように判断をさせていただいております。

1点目については以上のようなところでございます。

委員 どんな案件でもオールマイティの会社ってないですよね。何もかもできる会社はまずないと思います。個人においてもそうです。例えば、我が家を建てるのに自分で設計してできませんからどこかに頼む。

ですが、あくまで申請書は私が出す。これはもう普通の話ですよ。〇〇は確かにそういうノウハウを持っていないかもわかりませんが、委託をし

ていろんなことを一緒に話をした上で、やはり申請者は原因者である〇〇がやるべき案件だと私は思います。

報告書にしろ、理由書にしろ、筋が通っていない、理路整然としていない部分が散見されます。これは私は抵抗するわけですが、それは誰もできない部分はありますから、いろんな司法書士なり行政書士なり土地家屋調査士もいますし設計コンサルタントもいます。ここは特に土木関連の仕事をしているわけですから、何もノウハウがないということはまずない。ですから、その理由を言っていただいても結構ですが、賃借することを目的に、譲渡することを目的にというのが私はひつかかるんです。

また、例を出して悪いのですが、〇〇で1つありましたよね。農地転用してすぐに譲渡されたのが。これはそういうのも暗に認めるということになってしまいますよね。申請時はそういうことを言わなくても。この内容を見ても、この申請者〇〇と大津市しかこれはいわゆる許可を含めて契約行為はないわけですが、その〇〇と〇〇、あるいは〇〇、何の関連性もここでは出てきませんので、確約書、確認書というようなものが信用度が極めて低いと私は考えています。

ですから、将来、貸すことの目的というのが、譲渡することを目的に農地転用をするのを認めるということは、まず私はなかなか理解できない部分です。

以上です。

事務局 今回については。

委員 例外ですね。

事務局 もともとの計画から将来的に〇〇が使うというところをしっかりと示していただいた中での許可申請でございますので、〇〇のようなもともと聞いていないのにすぐ転売したのとは、そこは全く分けて考えていただいたらほうがいいとは思います。

もちろん、転用事業主体が申請人となるのが基本ではありますが、今回、そこができなかつたりというところで、いろいろとこちらも追加の確認資料等を出していただいた中で、間違いなく〇〇さんほうに引き継ぐんだなというところを確認させていただいた上で、申請をしていただいているというところでございます。

以上です。

委員 市街化区域の1haを造成して不動産屋が売買するのは普通の話ですよね。ですが、これはもともと農地転用なんですよ。農地を農地以外に変えるという行為なんですね。

ですから、農用地区域の除外は法律が違うんで農業委員が出しゃばることはできないかわかりませんが、私は出発点について疑問を持つところで

す。そしたら、もう〇〇ということを前面に出さなければいいんですよ。〇〇を前面に出して、いつの間にか〇〇が横から出しやばり取っていく。これが極めて分かりにくいのだと思います。

もうこれ以上言っていても駄目と思いますので、私はもう意見を言わせてもらったので。

もう一つ、面積ですね。それをちょっと教えていただけませんか。

事務局 造成面積の規模が適切かというふうなところのご意見だったかと思いますが、面積規模については確かに判断、難しいところはあるのですが、実際の事業者さんが転用してやろうとしている計画を見て判断をさせていただくのですが、今回、土地利用計画図の計画を見させてもらうのがまず基本にはなりますし、あとその申請者さんがどういった会社で、どういう会社規模でこれまでから全国でもやってきておられるかというところでの判断も必要と思っています。

今回の〇〇さんにつきましては、全国的にも大きな会社で、全国でもいろいろな事業を展開されている中で、今回、クレーン事業部の拠点になるのですが、全国的にも関東に1か所と関西についてはこの現在の場所が拠点になるというところで、関東の拠点については今の場所よりももっともっと広い面積で、教えていただいているが関東で言うと1万5,000坪の規模で同じようなクレーン事業を展開していると。こちらの関西については、まだそれもやっぱり規模的にはそこまで行っていないので、〇〇さんとしてはもっといろいろな同じような事業を展開するのであれば、規模はもう少し必要だというふうな認識は持っておられるので、今回の転用につきましても面積としては妥当であるというふうに判断はさせていただきました。

以上です。

議長 事務局、3番目はどうですか。

事務局 接道の部分につきまして、今回、転用に必要な土地の造成にあたりまして、下側の農地から造成作業を進めるのではなくて、工業団地側から造成工事を進めるということで、今現在、〇〇の工場の敷地を通るということで申請段階から確認はさせていただいている。実際には、〇〇の工場を使う、〇〇さんがこちらの造成工事をするということで、〇〇と〇〇の中で、その通行承諾のようなものですが、使用するということに関しては書面にて同意を取られていると、こちらにも書面をご提出はいただいております。

以上です。

議長 もう一つ、4番目は。先ほどの一日立会委員の意見に関してはどうですか。

事務局 すみません。農用地の総量規制とかその辺りについては今後の方針等も参考にしながら、もちろん除外の際には十分にそこに配慮した手続が必要になってくるというところで認識はしております。ここの案件に関して、たちまちどうというところは、すみません、ないのですが。

議長 また、そういうことがありましたら委員の皆さんに説明をお願いします。 そしたら、1番目の5条申請の貸付の件に関しては、別にこの状態で違法とかそういう問題ではないということですね。

事務局 そうですね。はい。

議長 2番目の面積は上限がないというふうに判断すると。

事務局 もちろん、その計画なり申請者の状況に応じて判断をしておりますので、これに関しては問題ないと判断しています。

議長 接道は今の説明で排水はどうもないということで、よろしいですか。 ○○委員、今のご質問に関しては、またほかのところで事務局のほうで確認をして、今のこの状態では何とも言えないと。

委員 総量規制の話は、また県の農業会議に行かれるまでにちょっと勉強していただいたほうがいいのと違うかと思っただけで。

議長 ありがとうございます。そういうことでお願いします。

委員 分からないので教えていただきたいのです。34ページの県の田が、滋賀県の田んぼがあると書いているのですが、それはどこにあるのか、この37ページを見ても分からなかつたので教えていただきたいと思います。

事務局 地目が田にはなっているのですが、実際にはその横の県道の法面としてあるような土地というところでございますので、実質は農地としてはないというふうな土地でございます。

委員 田でなくて法面が。

事務局 そうです。県道の土地で地目を変えておられないところが。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

委 員 先ほどから地元委員のお話を聞くと、やっぱり改めて聞いても変やなと私も思うんです。何が変やと言ったら、土地の所有者とか、あるいは本来だったら〇〇というところが申請者になるべきやなというところについては、私も改めて聞いてそう思ったんです。何ば県がオーケーと言ったかもしませんし、あるいはいろんな状況を確認しても、やむを得ないやろうという判断なのかもしれないですが、私の中では委員のお話を聞いたらどうにもそこがもやもやとして、やっぱり払拭しきれないなという思いがあって、それは手続上はこれで完結するのかどうか私は分かりませんが、私の気持ちとしてどうにももやもやしたものが残ったままやなということをちょっと申し述べておきたいなというふうに思います。

以上でございます。お答えは結構でございます。

委 員 もう一回、ちょっと気になっているのは、〇〇は〇〇なんかな。

委 員 そうです。

委 員 そうやね。

委 員 調べると〇〇の〇〇です。

委 員 そうすると、〇〇委員が言われるのと共通するのですが、実際、誰かが使われる土地、誰かに貸す土地でも実際、農地を買い漁るのは不動産屋が買い漁ります。例えば、これ、〇〇が、〇〇が私が使う土地をちょっと探してくれや、調達してくれやと言われたら、〇〇が土地を買い漁ります。頼まれて。それで、今、もし仮に私が使う土地でも知っている不動産屋にちょっとといい土地見つけてくれと言ったら、これ〇〇に見つけてもらいましたら私が使います。私は常日頃、そういう転用書を見て判子を押します。何らそれを全然不思議に思わないですね。今、言っている話で。

委 員 そうですか。

委 員 うん。今、私は例えばA不動産が来て、これ、誰が使うのやと言ったら、Bさんが何や土地探してくれ言うさかいにといって頼まれて土地を買い漁っているケースは、うちら市街化区域は多々あります。

だから、これについては何か今、委員がこだわりで発言されたからね、地元委員は、筋から言ったら使う者が地元に挨拶でも来んかいやというような何か面子的な話で言っておられたと思ったんですがね。

委 員 いやいや、違います。

委 員 今、農地転用書類からしたら、これずっと読んでいないが、事務局が言うように、我々の市街化区域の転用書類といったら、全部不動産屋が持つてきます。誰が使うかそんなものは聞いたことないし、誰かに頼まれてわしが使う土地を探してくれと言つて頼まれて農地を調達して、農地転用書類をつくって、私たち現地を確認して、それで農業委員会へ提出してオーケーをもらいます。

だから、誰かが使うような土地、4条申請だったら自分の持っている土地を所有権移転を伴わないで届出をして、それを駐車場にしたり家を建てる事は4条申請ではあるが、5条申請で所有権移転が伴うものは大概なら誰かから頼まれてその土地を調達してきた不動産が農地転用書類をつくってきて、我々現地確認して農業委員会に出しているんです。

そやから、これを考えると、○○が○○から頼まれて、うちが使うどこか手頃な土地を探してくれと、その土地の所有者と折衝してくれと、それはあなたに手間貰うからやつてくれ、あと農地転用の書類やら全部つくれやというところが不動産事業者の仕事で、そこは何か地元委員がこだわっておられるが、市街化区域の事業をやっている中ではそれはあまりこだわりない。

ただ、○○が使うにあたって、地元に対してそれだけ仁義を尽くしているか。確かに私が行った時にも○○の誰も立ち会っていないし、この不動産屋の○○も来ていないし、○○から頼まれた者が、地元に顔なじみがある者が○○やつたかな、それが来て話を聞いているだけやから、何かちょっと軽く見られているなというような感覚はあるが、ここの事務処理で○○が、使用者がこの書類の譲受人になるようなことは、僕はあまり抵抗は感じていない。

委 員 ああ、そうなんですか。

委 員 うん、うちらはみんなそうだから。ほとんど。

○○委員のところで、何々不動産で来たら現地を見に行きますわですが、その何々不動産というのは向こう、どこに行っているか分からぬ話で、それがどこに貸していようが、誰に頼まれてその土地を調達しに来たかというところまでは我々タッチしないし。

委 員 それは言われるのは分かります。うちらでもそういう不動産屋さんの名前で買収してというのはあるんです。

でも、これは何かね、何とも言えんもやつとしたものが残るんです。

委 員 これは僕らが見た時、規模が大き過ぎ。僕らはちょっとした農地しか見ていらない者にしたら、これだけ膨大な土地を埋めてどうするんやという感覚は確かにある。

ただ、下にずっとつながっているから。

委 員 ○○委員のご意見についてですが、まず市街化区域と市街化調整区域というのには大きく差があるんですね。市街化調整区域というのは農地を農地以外にすることを規制している、これがまず原因となっているんです。ですから、例外規定としてこういう場合、例えば農家住宅を建てますとか、先ほど言いましたように、農業用倉庫を建てましょうとか例外によって認めている、最小限認めているということなんです。

ですから、それを必要とする者が申請者になるべき。それがまず1点。

2点目は、これは農用地区域の除外に遡るのですが、このもともとの原因というのがこの事業所が手狭になったから、その代替地を周辺地域に見たがなかったから、除外をして、その後、農地転用を持っていくという流れなんですね。その原因者であるのが○○なんです。ですから、○○はその地べたを借りてようが借りてなかろうが、あくまでもその原因者となつた○○の敷地が手狭になりました、ですが、よそへ移転する規模、それは3万m²の土地はなかなか見つからないです。ですが、本当に見つけようとしたのかというのに私は疑問を持っていますし、だからといって、その工業地域でもないところの横手がたまたまスペースがあるから、そこを農地を潰して、これ圃場整備した農用地区域なんですね。そこを潰してやるということに私はこの前の答申というのか、農林水産課に回答する議案の時に述べましたが、その時は既に令和4年にもう議論を尽くされたので、私はその時は一步控えました。

ですが、今回は密接不可分とはいえ、密接不可分である農地転用が出てきた時にしかこの話はできないなと。今後のためにも、私はちょっとこのことについてはやはり注意すべき事柄ではないかということで意見を言わせてもらいたい。これずっと一連の流れなんですよ。

ですから、○○は逃げられない立場に私はあると思います。ですから、それに関わらず○○の○○。市街化区域ならもちろん、私、先ほど言いましたように、1ha開発して売買するのが目的ですからそこで利潤を上げようと構わないですが、ここは調整区域の農用地区域なんですから。今は第2種農地になりましたが、やはりその辺は調整区域と市街化区域の大きな壁というのか、違いがあると私は考えています。

事務局、いかがですか。

回答できへんかったらもういいですよ。

事務局 確かに今回の案件については、農用地区域の除外からずっと続いているような最後、転用の許可申請が上がっているような案件ではあるのですが、実質、除外の時から確かに転用のことを考えて今後、本当にここを除外してもいいのかとかそういう判断は最初の段階でしっかりとといかなければいけないなという認識は持っております。

令和4年の頃からこここの土地については除外も進んで来て、大きい案件ですので、県のほうの開発の届出ももちろん○○の資材置場工場としてや

るというふうな開発の届出も出されていて、その辺の協議も一旦終了して、それを踏まえてまた土砂条例の許可ですとか、今回の農地転用の許可が上がってきているような段階になっていますので、〇〇が使うというところはそれぞれの申請書の中でももちろん書かれていますし、実際の〇〇と土地の所有者さんの売買契約の中でも、直接契約はそれですですが、その契約書の中にその後は〇〇のほうに引き継ぐということが書かれているので、もちろん当初の計画の段階から〇〇は登場するのですが、〇〇さんに移行するよというのはずっとと言われてはきておりまますので、全く違うことにしてとかそういうような案件ではないというところはご理解いただければと思います。

以上です。

議長

これ、今、もっともなご意見が皆さんから出ているのですが、農地法の転用届に問題はないということになりますと、それを止めるということは無理なんですよね。局長、いかがですか。

事務局長

今回の審議を許可相当にするか不許可相当にするか、最終、どちらかになるかと思いますが、不許可相当とするにあたっては法的にこの条文に反しているからといったところが明確な理由がないと、逆に不許可の通知書も出せないということにもありますので、それも踏まえますと、確かに今までのご意見等の中で、こんな広大な農地を減らしてしまうことについてどうだというところからまずあると思いますし、あと本当に必要なのかというところもあるのですが、逆に不許可にするという不利益処分の判断を下すにあたってはそれなりのまた法的要件を踏まえないといけないというところからしますと、事務局としては許可やむなしかなというふうには考えているところですので、それも含めてご審議をいただければなというふうに思っております。

以上です。

議長

今、皆さんおっしゃっていることは、当然、農業委員会としては気になる部分をご指摘していただいていると思うんです。ですから、皆さんのご意見を例えば大津市だけでもこういうことは駄目だというようなことができるのか、できないのかちょっと分からんんですが、ただ今の状態では、これでご審議いただいて採決をさせていただくということになると思いますが、それしか方法ないですよね。いかがですか。この状態で採決させていただいてよろしいですかね。

委員

先ほど言いましたように、私はいろいろ意見言わせてもらいましたし、私の考えに同調せずに皆さんの考え方をもって合議制ですから採決をしていただいたら結構かと思います。私が賛同できるどうかはちょっと悩んでいるような状態ですので、それは気にせずに。どうしても地元委員さんの

意向を何か意識してされるような採決にいつもなっているようで、それは
気にせず考えていただいたら結構かと思います。

以上です。

委 員 ○○委員、所有権移転、もう終わっているのと違う。

委 員 いやいや、終わっていませんよ。農地法の農転が終らないとできません。

委 員 売買契約は終わっているのと違う。

委 員 売買契約は特約事項に多分書いていると思います。この許可が下り次第、
要は仮契約みたいな形だと。

委 員 仮契約、終わっているのと違う。

委 員 もちろん、仮契約終わってないことには申請出せません。

委 員 そやろ。

委 員 いろいろと頭の中、もやもやしているんですが、整理するのでもう1回、
いろいろ教えていただきたいのです。今、この農地というのは遊休農地で
ずっと来ているんですか。

委 員 私、地区の人に聞きますと、1haのうち半分ぐらいは営農されていたの
ですが、残りは曖昧ですが、貸したりいろんなことでされていたと聞いて
います。

ですが、○○から買いたいと言われ乗ってこられたと。正直言います
と、やっぱり担い手不足で誰もがしたくないという思いはあるんですよ。
この区域においても。

ですから、たまたまそういう話があったので、この話に乗られたと。

ただ、それまでは営農されているというふうに聞いています。

以上です。

委 員 例えば今後もまたそこを営農したいという方は少ないんですね。どっち
かいうと、将来的にいつまでやれるか分からへんし、できたらここで売っ
ておきたいというのが多分本音なのかなというふうにはちょっと感じたん
ですが、まずそれが一つ。

あと、もう1点、事務局にお伺いしたいのは、農用地区域の除外の申請
があった時も、言ったらその段階から今のこの書類の内容というのは何も
変わっていないということですよね。もともと青地から白地に変えるその
目的も含めて、今回この転用で上がってきてる書類の内容と何も変わっ

ていないということですよね。

先ほどから議題には上がってきました、例えば譲受人の〇〇が言ったら〇〇さんに今後譲るという内容で、その申請者というか、譲受人も〇〇の今まで前回も同じ資料の内容で上がってきているということですね。

議 長 それは令和4年の時ですか。

委 員 そうです。言ってしまうと、例えばその前回そこでオーケーというか、審議かけてオーケーが出ている状態がもう1回ここで、それが1つの前例になってしまっているわけですか。言ってしまうと、大津市が認めたと。本来であれば、〇〇で譲受人として今回出すべきじゃないかということに対して、前回はそれを受けてしまっているということですね。〇〇が譲受人として書類を出したことに対して。それは1つの前例になってしまっている状態ですね。

自分の中の整理として、今回それがここで覆ってしまうと、前回何で受けたのかという問題も発生してくることにもなるということですね。責任を放棄するわけではないのですが、前回のその前例がある中で、今回そこを覆すという部分が何か矛盾をまた生じてしまうというか、逆の立場で考えれば、では、何で前回の時に言ってくれなかつたんだという問題も生じたりするのかなというのが頭の中にあるんですが、その内容としては前回のその審議の時と今回のこの転用と変わったことは一切ないんですね。

委 員 今、〇〇委員が言われたとおりなんですよ。

ですが、農用地区域除外というのは農業振興地域の整備に関する法律と今回は農地法、私はここで一応壁があると思っていたんですよ。

ですから、農振解除の時は農林水産課、大津市から農業委員会に対して、こういうことがあります、意見はいかがですかということに対して意見照会があって、大津市長に対して会長名で答申している、回答していると思うんです。それはそれで一旦整理されて、その法律は完遂したと。ですから、県も認めて青地から白地になる。今回、改めて農地転用が出てきたということなので、その時の申請者である〇〇と今回〇〇という名前で出すということは、繰り返しますが、密接不可分という形から関連性が深いので、なかなか難しいとは思いますが、私、前段に言いましたように、先ほど言いましたように、本当は農用地除外の時にもっと強く言いたかったんですが、あの時は言いましたように令和4年にそんなに意見も出ず、すっと通ったんですよ。私は昔の会議録を見たんです。その後、今年の5月か6月に水路だけの用途廃止、要は用排水付替えの部分で区域に入れるという申請が新たに同じ申請者で出てきた。

ですから、前、24期の方が決議して決まったことを大まか、大きな範囲で決まったことを水路の付替えの部分の編入だけで強く反論することが難しいかなと思って、その時はやむ得ないということで処理された。

ですが、新たに農地法ということで出てきた時には、一応私としてはその考え方はおかしいんではないですかということは言いたかった。ということで、やっぱりこだわるべきではないのかもわかりませんが、本来、申請すべき者は誰かということで強く説明させていただいたと。

その賃借とか譲渡を目的って普通あり得へんと思うんですよ。そしたら、譲渡と書いておけば、農地転用は全部いけるのかということになってしまってはいけないですか。これ、たまたま書いてあるのでね。○○か、○○に将来渡します、しばらくしたら貸します。それなら、ここで書いていたらどんな農地転用でも同様のことになってしまってはいけないですか。先ほどここは例外やというふうにおっしゃいましたが、そしたら一言書いていたら通るんですか。それ以外のこともされるかもわかりませんよね。雑種地になれば誰でも渡せるんですから。農地だから3条の許可で制限があるのでできませんが、農地以外になれば誰でも持てるんですよ。

ですから、ここだって、それは約束して契約していますと言っていますが、しないかもわかりませんよね。これは大津市との契約ではないんです。民民の契約なんですからね。それは契約破棄するかもしれませんし、そこで確約書みたいなのは何の役にも立たないですよ。ですから、私は本来すべき者は○○ではないかということが言いたかったんです。

すみませんが。以上です。

議長 地元委員としてのご意見は十分。

委員 確かに事務局も困られるでしょうね。これ、長年やられてきたという積み重ねもあるんでね。ですから、私は何遍も言っていますように、私に意識せずして皆さんで判断していただいたら結構です。

議長 あと、よろしいですか。ご意見・ご質問がなければお諮りしたいと思います。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。
No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定します。

続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第75号No.2は許可することに決定します。
続きまして、No.3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手多数により、議案第75号No.3は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聴くことに決定いたします。
続きまして、議案第76号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

委員 ここの近くを通っていたらプレハブを建てている最中だったのですが、別にそれは関係ないんですか。

事務局 パイプの農業施設ですよね。

委員 パイプの小屋を建てておられたので。たまたま見てそう思つたので、場所、違つたらすみません。

農林水産課 その事実を確認させていただいて、もし事実であった場合は先に指導をさせていただきたいと思っております。

議長 そしたら、確認させていただいて。
事務局、これNo.1だけを来月回しにできないの。できない? そしたら、確認はどうされますか。

農林水産課 来月に遅らせることも可能です。

議長 ここで暫時休憩とします。

<休憩>

<再開>

事務局長 それでは皆さん、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

議長 はい。

農林水産課 先ほど〇〇の代表者と電話連絡取れまして、先ほどの〇〇委員のご指摘のとおり、権利設定の前に着工していたという案件でございましたので、こちらに関してはまた改めてご審議の依頼をさせていただければなと思いまして、このたびは大変申し訳ございませんでした。

議長 議題第76号について全部取り下げるということ？

事務局長 全部です。一括しての審議になりますので、分けるというのができませんので。残りは継続案件ですので、来月以降に先送りになったとしても権利設定には影響ございませんので、一括してまとめさせていただきます。

議長 そのほかには別にご意見・ご質問はなかったですか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。
原案について計画を作成しないことに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第76号 農用地利用集積計画については、原案のとおり計画を作成しないことといたします。
ありがとうございました。
続きまして、議案第77号 農地法第51条第1項に該当する事案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

今のこの資料の中で、この業者は大津土木事務所の話は聞いているんですね。川から5m引き下がってということは。でも、大津市の文書には全く従っていないと。

事務局長 はい。その5m離れる離れないというのは、河川法での許可条件になりますので、農地法の中ではそこまで河川法に違反しているとか、他法令に違反しているというところまでは許可内容には書けないというところもあります。

議長 ただ、県と相談してそういうふうには言うことを聞いていて、実際、言っている5mの盛土をするというのを15mぐらい持っているということですね。高さ。

事務局長 そうです。もともとの許可申請の相談の段階では、川の管理区域ぎりぎりまで盛土をするという内容の申請があったのですが、大津土木事務所と協議するように指示を出したところ、大津土木事務所から5m以上離しなさいという形の指示があって、今の現状の申請が出ているのですが、現状は明らかに5mないようなところも若干確認できたということです。

議長 完全には言うことを聞いているわけではないんですね。

事務局長 はい。

議長 ただ、それやつたら大津市もそうなんですが、県もそういうことを含めて一緒に相談しながらやっていったほうがいいのかなと思ったりするのですが、里道やらも全部埋めて嵩上げしているし、公道の法面も全部土を入れていますね。この間、見に行ったらね。その辺も含めて大津市も県と足並み揃えてできる状態のほうがいいのと違うのかなと思ったんですが、そういうふうにまた話を持っていったほうがいいのではないか。

事務局長 その部分につきましては、当初、7月以降、何回か大津土木事務所とも情報交換、情報共有させていただきまして、県としては、行政処分するといったところまでは現時点では考えていないというふうな回答をいただきまして、民法上の被害防除権の発動というような形で、何かそういう制度があるらしいんですが、民法上河川に影響の及ばないように善処しなさいという指導文書を出しておられるというところまでで止まっています。今回、この行政処分をするのにあたりまして、先週、大津土木事務所に協議に行ってきたのですが、大津土木事務所の方向としては、行政処分は今のところする予定はないと返答をいただいております。

議長 行政処分する予定はないというのですが、やっぱり大津市としてはこういう動きをしているのだということを足並みそろえたほうがいいのかなと思ったのでちょっと言ったんですが、そういうのをちょっと頭の片隅に置いておいてもらったらどうやろうなと思って。

事務局長 また、必要な情報提供は隨時共有しながら、進めていければというふうには思っております。

議長 地元委員さんのご意見として、今のこの議案に対してどうですか。そういう方向でよろしいですか。

委 員 今、出していただいた資料をこの間も目を通していたのですが、きれいにまとめていただいているので、これでいいと私は思います。

議 長 ほかにご意見ございませんか。お諮りしてよろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第77号 農地法第51条第1項に該当する事案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告案件です。報告第89号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第90号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第91号 農地法施行規則第29条第1項第1号の届出について、報告第92号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第93号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、続きまして報告第94号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づく意見書の提出について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、事務局からその他の報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。

全体を通して何かございますか。なければマイクを司会に渡します。

副 会 長 本日は熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第18回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（濱田 博之 委員）印

委員（安井 善次 委員）印

委員（音島 義孝 委員）印